

主食用水稻生産継続支援対策事業費補助金の 交付を申請される方へ

《交付申請の際の注意点》

この度、新型コロナウイルスの影響による大幅な米価下落に対する支援として、この通知の届いた皆さまには補助金を交付する準備をしております。しかし、次にある交付要件を満たせない方は補助金を受け取れないこととなりますので、御了承ください。

[交付要件]

○令和3年産米の販売（出荷）実績を証明できること

出荷伝票等の写し（一部）を提出していただき、販売農家であることを確認します。

なお、J Aごしょつがる、J Aつがるにしきた、青森県米穀集荷協同組合に加入する集荷業者に主食用米を出荷している方につきましては、農林水産課で出荷状況を確認していますので、出荷伝票等の写しの提出は不要となります。

○令和4年度以降も営農を継続する意思を有していること

交付申請時に令和4年度以降も営農を継続する意思があることに同意した上で、申請書を提出してもらいます。

○市税の滞納がないこと

個人市民税、法人市民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税について、交付決定時に納付期限が切れた税金（市税の滞納）がある場合は、補助金を交付することができません。

納付期限が切れた市税がある場合は、全て納付した後に農林水産課まで納付書兼領収書を持参していただくことで補助金を交付することができます。

納付書兼領収書

口座番号	02280-0-加入	五所川原市
番号	960600	者名 会計管理者
期別		
調年	課年	通知書番号
税額		円
留促手数料		円
延滞金		円
合計		円
合計		円

上記のとおり領収しました。
※お問い合わせ先は裏面に記載しています。
収納代行会社：地銀ネットワークサービス㈱

領収日付印

（納入者控 収入印紙不要）